

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

細川厚生労働大臣 式辞

本日ここに、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日を迎え、追悼、慰霊、そして名誉回復の行事を行うに当たり、式辞を申し述べます。

まずはじめに、らい予防法を中心とした国の隔離政策により、ハンセン病に対する社会の厳しい差別、偏見を生み、患者や御家族に筆舌に尽くし難い苦痛と苦難を与えたことに対し、改めて、深い陳謝と哀悼の意を表します。

政府は、こうした悲惨な事実に対する深い反省の念に基づき、ハンセン病の患者であった方々が受けられた精神的苦痛の慰謝と補償、そして名誉回復と福祉の増進を図ってまいりました。

しかしながら、ハンセン病患者であった方々が受けた被害の回復のためには、今なお解決すべき問題が多く残されております。

とりわけ、社会になお根強く残る差別偏見の解消や、ハンセン病の患者であった方々が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるように環境を整備することは大きな課題であります。

こうした中、関係者の御努力が実を結び、平成20年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、平成21年4月から施行されました。

政府としては、この法律に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発、社会復帰・社会生活支援などの取り組みを一層充実強化してまいり所存であります。

さらに、今年は、平成13年にらい予防法違憲国家賠償請求訴訟に関する判決に対して政府として控訴しないことを決定し、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」が発表されてから、10周年という節目の年でもあります。

この年を迎えるに当たり、これまで統一交渉団の皆様方と協議を重ねてまいりました「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」を建立できましたのは、皆様方の長年に渡る働きかけの結果であり、私としても、そのご要望を本日実現できましたことに感無量であります。

この碑には、「ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びをするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。」と刻まれております。

私は、この碑の内容をここに改めて深く心に刻み、ハンセン病問題の歴史を深く受け止め、こうした歴史を我が国が二度と繰り返さぬよう改めて決意をいたします。

本日、ここにお集まりの皆様方のお力添えを持って、ハンセン病問題の解決に全力を挙げて取り組むことをお約束申し上げ、私の式辞といたします。

平成23年6月22日

厚生労働大臣 細川 律夫